

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、当社の株主、取引先、従業員その他のステークホルダーに対して社会的責任を果たすとともに、企業価値の向上を重視した経営を推進するために、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを重要な経営課題であると考えています。これを踏まえ、当社は、コンプライアンスの遵守、適切なリスク管理、適切な会計処理・情報開示、並びにこれらを実現するための内部統制システムの整備及び運用を不断の取組みとして進めることを基本方針とします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
株式会社ヤプリ	369,400	21.25
株式会社電通グループ	346,000	19.91
渋谷 修太	84,291	4.85
株式会社SBI証券	57,768	3.32
永井 裕一	40,000	2.30
山本 公哉	38,600	2.22
山崎 将司	37,400	2.15
楽天証券株式会社共有口	36,300	2.15
櫻井 裕基	30,000	1.73
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	29,900	1.72

支配株主 (親会社を除く) の有無

———

親会社の有無

なし

補足説明 更新

上記「大株主の状況」における所有株式数の割合は、発行済株式総数から自己株式数を控除して計算しています。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 グロース

決算期	6月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

株式会社ヤプリ(以下「ヤプリ」)及び株式会社電通グループ(以下「電通グループ」)はともに当社の大株主であり、当社は両社の持分法適用関連会社に該当します。また、当社の役員9名(取締役6名、監査役3名)のうち、取締役1名がヤプリの代表取締役を、取締役1名が電通グループの連結子会社である株式会社電通デジタルの執行役員を、それぞれ兼任しています。

当社は、両社及びそのグループ企業との間で資本業務提携契約を締結しています。両社及びそのグループ企業との取引は、その他の取引先と同様の条件にて実施しています。なお、両社及びそのグループ企業との取引に当たっては、関連当事者取引管理規程に従い、取締役会において取引の事前承認及び取引状況のモニタリングを行うこととしています。

当社の事業運営にあたっては、株主総会の議案に対する両社による議決権の行使を除いては、両社の経営方針・経営戦略の影響を強く受ける状況になく、経営判断・執行における当社の自主性・独立性が確保されています。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
長屋 洋介	他の会社の出身者											
庵原 保文	他の会社の出身者							○	○			
吉岡 真	他の会社の出身者								○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
長屋 洋介	○	---	同氏は、株式会社うるのIT戦略・リスク管理担当取締役として、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験、知見および企業成長を実現した実績を有しています。企業経営における戦略立案、人事、情報セキュリティ等の幅広い分野において高い見識を有しており、当社の社外取締役として、経営に対して客観的かつ専門的な視点から有益な意見の提起や指導をいただけることを期待し、選任しています。なお、当社と同氏との間で記載すべき利害関係はありません。経歴等から一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しています。
庵原 保文		当社の主要株主、資本業務提携先及び取引先である株式会社ヤブリの代表取締役社長を務めています。なお、同社との取引金額は少額であり、主要な取引先には該当しません。	同氏は、株式会社ヤブ리를創業から上場に導いた経営者として、豊富な経験、知見及び実績を有しています。とりわけ当社が属するスマートフォンアプリ市場の分野で高い見識を有しており、当社の社外取締役として、経営に対して客観的かつ専門的な視点から有益な意見の提起や指導をいただけることを期待し、選任しています。 同氏は当社の主要株主である株式会社ヤブリの代表取締役社長であり、一般株主とは異なる立場と考えられるため、独立役員に指定していません。
吉岡 真		当社の業務提携先及び取引先である株式会社電通デジタルの執行役員を務めています。なお、同社との取引金額は少額であり、主要な取引先には該当しません。	同氏は、株式会社電通デジタルの執行役員として、営業組織のマネジメント及び事業開発に関する豊富な経験、知見を有しています。とりわけデジタルソリューション領域における組織運営・事業拡大の実務に高い見識を有しており、当社の社外取締役として、経営に対して客観的かつ専門的な視点から有益な意見の提起や指導をいただけることを期待し、選任しています。 同氏は当社の主要株主である株式会社電通グループの子会社の株式会社電通デジタルの執行役員であり、一般株主とは異なる立場と考えられるため、独立役員に指定していません。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数 更新	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査責任者と常勤監査役は、重要会議への出席、社内の各種情報ツールの閲覧等を通じて、経営情報の収集に努めるとともに、年数回、会計監査人を含めた会議を実施するなど、相互に情報共有及び意見交換を行っています。また、取締役、執行役員及び各部門長との間で、適宜ヒアリングを実施し、意見交換を行っています。監査役、会計監査人、内部監査責任者は、四半期毎「三様監査」のミーティングを実施し、情報共有及び意見交換を行うことにより、相互の連携を図っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
富川 八峰	他の会社の出身者													
三木 孝則	公認会計士													
田中 慈乃	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先 (f、g及びhのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

富川 八峰	○	----	同氏は、大手証券会社のエクイティ引受部門ならびに大手テレビ局の経営企画部門における長年の経験と、企業の内部管理に関する豊富な知見を活かし、当社の常勤の社外監査役として専門的かつ客観的な立場から業務執行の状況全般を監視することを期待し、選任しています。 当社と同氏との間で記載すべき利害関係はありません。経歴等から一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しています。
三木 孝則	○	----	同氏は、公認会計士としての豊富な経験と知見を活かし、当社の社外監査役として専門的かつ客観的な立場から、各種法令の順守状況、コンプライアンス体制の整備等に関する業務執行状況を監視することを期待し、選任しています。 当社と同氏との間で記載すべき利害関係はありません。経歴等から一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しています。
田中 慈乃	○	----	同氏は、弁護士としての豊富な経験と知見を活かし、当社の社外監査役として専門的かつ客観的な立場から、各種法令の順守状況、コンプライアンス体制の整備等に関する業務執行状況を監視することを期待し、選任しています。 当社と同氏との間で記載すべき利害関係はありません。経歴等から一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
その他独立役員に関する事項	

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に基づき独立役員を選任しています。今後においては、当社の事業規模や経営環境の変化に合わせ、適切な独立役員の構成について継続的に検討してまいります。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社事業の推進に関わる当事者の業績向上に対する意識や士気を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しています。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、その他
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意識や士気を高めることを目的として、社内取締役、従業員、顧問先、業務委託先にストックオプションを付与しています。なお、一部、退職した従業員及び契約終了した業務委託先に付与したストックオプションについて、権利が残存しています。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬総額が1億円以上である者がいないため、報酬の個別開示はしていません。取締役及び監査役の報酬は、それぞれ役員区分(社外役員とそれ以外)ごとの総額を開示しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等の額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、経営環境、役位、会社への貢献度、業績等を勘案して決定することとしています。各取締役の報酬額は、取締役会において決定しています。決定にあたっては、事前に社外取締役及び社外監査役との間で報酬案について協議を行い、十分に意見を聴取する機会を設けています。
 監査役の報酬等の額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査役の協議により決定しています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外取締役及び社外監査役のサポートは、経営管理グループが担当しています。また、取締役会開催にあたっては、事前に資料等を配布し、社外取締役及び社外監査役が十分に検討する時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、監査役会設置会社であり、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しています。また、日常の業務執行の監視のため、内部監査責任者を置いています。
 当社は、これら各機関が相互に連携し、さらにコミュニケーションを重視する企業文化と最新のITツールの活用により、適時の円滑な情報共有を図ることにより、健全性と透明性の高い経営の実現を目指しています。
 当社の取締役会は、代表取締役社長山崎将司が議長を務め、取締役副社長林浩之、取締役CTO伊津惇、社外取締役長屋洋介、社外取締役庵原保文、社外取締役吉岡真の取締役計6名で構成されています。取締役会は、毎月1回定例で開催されるほか、迅速に決議または報告すべき事項があるときは臨時取締役会を開催しています。取締役会においては、会社の経営方針、経営上の重要な意思決定を行うほか、直近の経営状況を報告し業務執行の監督を行っています。
 監査役会は、監査役3名全員を社外監査役としており、取締役会から独立した立場で、業務執行に対する監督・監査を行っています。
 取締役会には、監査役全員及び内部監査責任者が出席し、内部統制システムの運用状況、取締役会の適正な運営、その他各取締役の業務執行の状況を監視する体制としています。
 当社は太陽有限責任監査法人と監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を受けています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、上記の通り、独立した立場から経営を監督する社外役員が6名在籍しており、現状のコーポレート・ガバナンス体制により、業務執行に対する監督・監査は適切に機能していると判断しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定の期日より以前の日に発送するように努めています。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は6月決算であり、集中日の問題はありません。
電磁的方法による議決権の行使	現在は電磁的方法による議決権行使を行っていません。株主の皆様のご意見や採用企業の状況などを踏まえ、今後検討します。

議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームには参加していません。機関投資家その他株主の皆様 のご意見や採用企業の状況などを踏まえ、今後検討します。
招集通知(要約)の英文での提供	現在は招集通知(要約)の英文での提供はしていません。株主の皆様のご意見や当社株 主に占める外国人の割合などを踏まえ、今後検討します。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	現在のところ作成・公表していませんが、株主・投資家の皆様に対する透明性・公平性・継続性を基本にした情報提供に努めており、今後当社ホームページへの掲載を検討します。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	通期及び半期決算終了後、オンライン形式により、個人投資家などを対象とした決算説明会を開催することを予定しています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社は機関投資家の保有割合が少ないことなどから、アナリスト・機関投資家に向けた定期的説明会は開催していません。	なし
海外投資家向けに定期的説明会を開催	当社は国内向けに事業を営んでいること、外国人投資家の保有割合が少ないことなどから、海外投資家に向けた定期的説明会は開催していません。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにIRサイトを設け、IR資料を掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理グループが担当しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	フラーのユメは「世界一、ヒトを惹きつける会社を創る。」です。これを実現し社会の一員として責任を果たしていくため、「フラーの企業行動指針」(2021年12月1日施行)を以下の通り定め、これを守ることを宣言します。 1. フラーは、「ヒトに寄り添うデジタルを、みんなの手元に。」をミッションとして、便利に安心して利用できるサービスを創りあげることが常に目標にします。制作にあたっては、著作権等の知的財産権を尊重します。 2. フラーは、「頼られる存在になろう。」を価値観として定義し、人事施策・教育体制の整備を通じて、フラーメンバーが日々レベルアップしていくことを目指します。また、フラーメンバーが、明るく、楽しく、健康に活躍できるワーク・ライフスタイルを実現します。 3. フラーは、教育、文化支援、情報格差の解消、環境保護などにおける活動を通じて、地域社会に貢献します。 4. フラーは、企業活動を進める上で、コンプライアンスの徹底を最優先に位置付け、法令等を遵守し、社会規範を尊重します。 5. フラーは、企業活動における様々なリスクの把握に努め、リスクを適切にコントロールするための体制を構築します。 6. フラーは、人権に関する国際社会の基本原則を守り、企業活動に関わる全ての人々の人権を尊重し、差別的な取扱いを行いません。 7. フラーは、個人情報や取引先の機密情報などの重要情報を守るため、厳格な情報セキュリティ管理を行います。 8. フラーは、迅速かつ適切な情報開示に努め、不正な会計処理は決して行いません。また、あらゆる方々に向けて「やわらかく、ていねいに」フラーの魅力を伝えていきます。 9. フラーは、反社会的勢力に対して毅然とした態度を取り、一切の関係を持ちません。 10. フラーの経営者は、本指針の実現が自らの役割であることを認識し、本指針をフラーメンバーに対し周知徹底し、本指針が遵守されるための仕組みを整備します。

環境保全活動、CSR活動等の実施	高等専門学校との取り組み 当社は創業以来、創業メンバーはじめ、多数の高専生が在籍している強みを生かして、高等専門学校（以下「高専」）との連携に積極的に取り組んでいます。具体的には以下の通りです。 ・3高専（長岡、函館、苫小牧）との連携協定締結 ・高専生向けキャリアイベント「高専キャラバン」を毎年開催 ・高専に対する定期・臨時の講義実施 「長岡花火公式アプリ」の開発・運用 2017年にリリースした「長岡花火」公式アプリは、当社にとって初めての受託開発（クライアントワーク第1号）案件であり、以降8年間にわたり継続的に開発・運用を担っています。地域の伝統行事のデジタル化を通じて、地元の文化・観光を支えています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は「フラーの企業行動指針」の中で情報開示について「フラーは、迅速かつ適切な情報開示に努め、不正な会計処理は決して行いません。また、あらゆる方々に向けて「やわらかく、ていねいに」フラーの魅力を伝えていきます」と定めています。 法定開示、取引所開示を適切に実施するほか、当社コーポレートサイト、IRサイト、オウンドメディア「フラーのデジタルノート」を活用して、あらゆる方に平易に、分かりやすく、丁寧にフラーの魅力をお届けすることをつねに心がけています。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において、以下のとおり「内部統制システムに関する基本方針」を定め、実効性のある内部統制システムの整備・運用に努めています。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1)当社は、「フラーの企業行動指針」を制定し、コンプライアンスの実現のための不断の取り組みを行うことを宣言します。
- (2)取締役会は、コンプライアンス経営の推進を最優先に位置づけ、取締役および使用人が共有すべきルールや考え方を全ての役職員に徹底します。
- (3)取締役は、当社における企業倫理、コンプライアンスの実現を率先垂範するとともに、その重要性につき繰り返し情報発信することにより、全社に周知徹底をはかります。
- (4)監査役および社外専門家を情報提供先とする内部通報制度の利用を促進し、重大な不正行為、またはそのおそれのある事実の早期発見に努めてまいります。
- (5)内部監査責任者は、内部統制システムが有効に機能しているかを定期的な社内モニタリングにより確認し、業務改善点の指摘を行います。
- (6)コンプライアンスの推進のため、コンプライアンス担当取締役および担当部門を置き、コンプライアンス管理体制の不備や重大な不正行為の発生についてのモニタリングを継続的に実施いたします。
- (7)コンプライアンス上の重大な問題、課題が生じた場合、取締役会および監査役はすみやかに情報を共有し、必要に応じて外部専門家の協力を得て、適切かつ迅速な対応を行います。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

- (1)取締役および使用人の職務に関する各種の文書、帳票類等については、法令および当社各規程に基づき適切に作成、保存、管理します。
- (2)当社が保有する個人情報、未公表の重要事実、当社および他社の企業秘密等の重要な情報については、法令および当社各規程に基づき厳重に管理します。
- (3)情報セキュリティについては、責任体制を明確化し、全社にわたるセキュリティ水準の維持・向上のための施策を継続的に実施します。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)当社は、リスク管理担当取締役およびリスク管理責任者を置き、効果的かつ総合的なリスク管理体制を実施します。
- (2)各部門は、担当業務に関するリスクの把握に努め、具体的な対応方針および対策を決定し、適切にリスク管理を実施します。
- (3)リスク管理担当取締役およびリスク管理責任者は、全社のリスク管理を監督し、実効性のある対応が行われるよう、必要な支援、調整および指示を行います。また、重大なリスクの発生をすみやかに認識するため、全ての役職員にリスク情報の報告方法を周知徹底いたします。
- (4)経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、取締役会に報告し十分な審議を行います。

4. 取締役の職務執行の効率性の確保に関する体制

- (1)取締役会は、業務執行取締役に必要な権限を委譲し、事業運営に関する迅速な意思決定および機動的な職務執行を推進します。
- (2)取締役会は、原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行います。
- (3)取締役会は、当社の中期経営目標ならびに年間予算を決定し、その執行状況を監督します。
- (4)業務執行取締役は、取締役会で定めた中期経営目標および予算に基づき効率的な職務執行を行い、予算の進捗状況については、適宜会議等で情報を共有したうえで、取締役会に報告します。
- (5)業務執行取締役の職務執行状況については、適宜、取締役会に報告します。
- (6)業務執行取締役の監督下にある各部門の使用人の職務権限の行使は、取締役会が定める各業務規程の定めに基づき適正かつ効率的に行います。

5. 監査役の職務を補助すべき使用人および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1)監査役が職務の執行のためにその職務を補助すべき使用人の設置を求めた場合、その具体的な方法や合理性を検討したうえで、これに応じます。
- (2)当該使用人の人事考課、異動、懲戒等については、監査役の承認を要することとします。

6. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1)取締役および使用人は、監査役の求めに応じて、職務の執行状況その他に関する報告を行うものとします。特に経理・財務等の経営管理を担

う部門は、随時、監査役に経営上の重要事項に関する報告を行う体制を整備します。

(2)内部監査責任者は、当社における内部通報制度の運用状況を確認するとともに、監査役に定期的に報告することとします。また、当社の役職員に法令、当社倫理規程その他の当社規程に違反する事実があると認めた場合、その他緊急の報告が必要な場合は、監査役に直ちに報告することとします。

(3)内部通報制度に基づく通報または監査役に対する職務の執行状況その他に関する報告を行ったことを理由として、当社の取締役および使用人に対し不利な取り扱いを行わないこととします。

(4)重要な決裁書類は、適時に監査役の閲覧に供するものとします。

7.監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認めた場合、社内の重要な会議に出席できることといたします。

(2)監査役は、社内の情報システムへのアクセス権を有し、随時、当社の経営情報を取得することができることといたします。

(3)監査役は、監査役が複数いる場合、月1回定時に、または必要に応じて臨時に、監査役会または監査役協議会を開催し、監査実施状況等について情報交換および協議を行うことといたします。

(4)監査役は、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行うことといたします。

(5)監査役は、内部監査部門から定期的に内部監査の実施状況に関する報告を受け、意見交換を行うことといたします。

(6)監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じることといたします。

8.財務報告の信頼性を確保するための体制

(1)財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行います。

(2)当社の各部門は、業務遂行にあたり相互牽制やモニタリングの機能を充実させ、財務報告の適正性の確保に努めます。また、業務の効率性が財務報告の信頼性に影響することを理解し、適切な業務フローの構築に努めます。

9.反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1)当社は、反社会的勢力との関係を一切排除し、不当な要求があった場合は断固たる姿勢で臨むことを倫理規程において定め、全ての取締役および使用人へ周知徹底します。

(2)当社は、反社会的勢力排除に向けて、不当要求がなされた場合の基本方針、対応部門、対応責任者、対応措置、報告・届出体制等を定め、事案発生時に速やかに対処できる体制を整備します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力との関係を一切排除し、不当な要求があった場合は断固たる姿勢で臨むことを企業行動指針、その他当社規程において定め、全ての取締役および使用人へ周知徹底しています。また、当社は、反社会的勢力排除に向けて、不当要求がなされた場合の基本方針、対応部門、対応責任者、対応措置、報告・届出体制等を定め、事案発生時に速やかに対処できる体制を整備しています。

V その他

1. 買収への対応方針の導入の有無

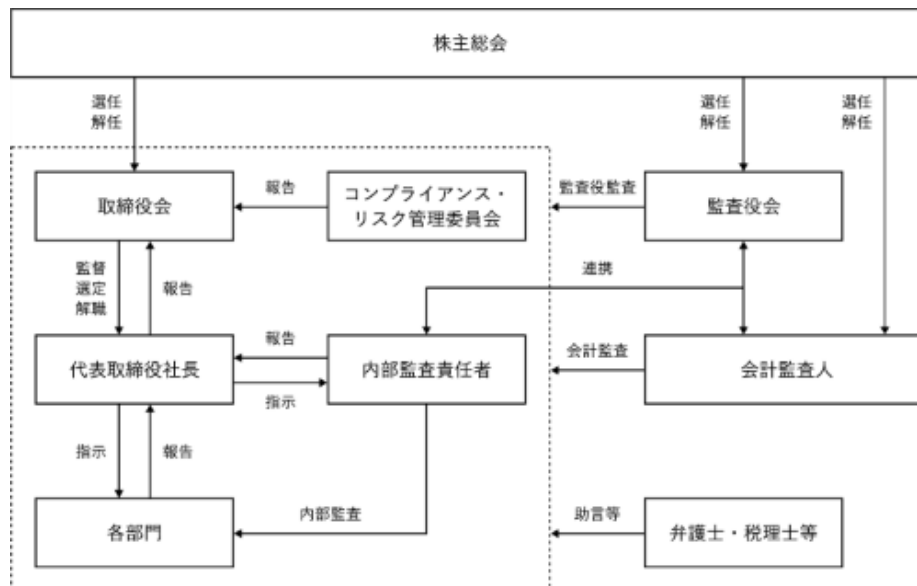
買収への対応方針の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は、現時点において買収防衛策等の導入の予定はありません。当社は株主の権利を尊重しており、これを妨げるおそれのある買収防衛策の導入について慎重に考えています。ただし、将来的に、健全かつ合理的な会社経営を攪乱する大株主が出現し、その他多くの株主の利益を損なうおそれが生じた場合などにおいて、買収防衛策等の導入を検討することが考えられます。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



決定事実・決算情報

発生事実

